

## 随意契約理由書

件名	須磨海岸突堤安全対策工事
契約の相手方	寄神建設株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当
随意契約の理由 令和2年1月24日、須磨海岸のL字突堤において砂流出による砂浜の陥没を確認した。突堤構造物に生じた隙間から海水が出入りすることで局所的に砂が吸い出されており、海岸利用者にとって危険な状況にあった。当該地は波打ち際であり、地盤の砂が流動するため有効な応急対策がとれない。一日も早く危険な状態を解消するため対策工事に着手する必要がある。 そのため、現在、当該地近隣で海上工事を行っており、①迅速な対応が可能②現地を熟知している③船舶の輻輳が予想され調整を行いやすい等の理由から、「須磨地区海岸整備工事その4」の請負人である寄神建設株式会社と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務・防災部海岸防災課津波高潮対策担当 (電話番号 078-595-6329)